



# かいけつサポート通信

認証紛争解決サービス

平成 29 年 11 月 27 日 発行  
法務省大臣官房司法法制部審査監督課

## 1

### (一) 日本ADR協会主催 シンポジウムの概要

本誌第 45 号でお知らせした(一)日本ADR協会主催のシンポジウム「ADRによる紛争解決—到達点と可能性～ADR法施行10年を迎えて～」が、去る 11 月 10 日(金)、東京都千代田区で開催されました。

当日は、法務省大臣官房司法法制部長の基調講演の後、ADR機関によるADRの成功例の報告、「ADR3.0：これからの日本社会におけるADRの役割」と題して、パネルディスカッションが行われました。

その概要は次のとおりです。

#### 基調講演

当部の小出部長から、「ADR法施行10年・その先へ」と題して、法務省が所管するADR法が、施行10年を経過したことを受け、ADR法の10年間の歩みを振り返るとともに、最近の法務省の取組、認証ADRの到達点や可能性などについて、お話しさせていただきました。

#### 成功例の報告

「ADRによる紛争解決の実例から考える—なぜあのADRは成功しているのか?—」と題して、汎用的なものから個別の法制度により応諾義務等が課されているものまで、以下の9つの分野から、ADRならではの具体的な解決事例とアピールポイントが紹介されました。

- ・医療事故紛争
- ・民事紛争一般
- ・個別労働紛争
- ・夫婦間紛争
- ・消費者紛争
- ・災害後の紛争
- ・ペットトラブル
- ・境界、近隣紛争
- ・金融トラブル

各報告においては、専門家が調停員となることで当事者の信頼を得ていることのほか、相手方に応諾(期日に出席)してもらうための丁寧な対応、法律論(責任論)や金銭の要求だけではなく事例に応じた多様な解決策を和解条項に反映させること、当事者の感情に寄り添い「本音」を探ることなど、とても参考となる取組を知ることができました。

#### パネルディスカッション

後半は、「ADR3.0：これからの日本社会におけるADRの役割—「介護」「自動運転」「ネット取引」とスマートADR—」と題して、パネルディスカッションが行われました。

なお、ADR法施行前を「ADR0.1」、施行後を「ADR2.0」として、将来におけるADRを「ADR3.0」とされたそうです。



今回のシンポジウムは、インターネット配信も行われましたので、これまで、東京まで行くのは難しいと諦めていた、全国の事業者の皆様が参加可能となっていました。skypeやTV会議システムを利用した遠隔地ADRの取組などの情報が得られ、大変貴重な機会となりました。

本シンポジウムにつきましては、(一)日本ADR協会のホームページ(<http://japan-adr.or.jp/>)にも掲載される予定とのことですので、こちらも御覧ください。

## 2

### 「アピールポイント一覧」 解決事例でアピール!

平成 29 年 10 月 18 日付け事務連絡により、「アピールポイント一覧」について、12 月 8 日(金)を期限に更新を依頼しております。手続の利用促進のためには、取り扱う紛争の範囲だけではなく、どのような解決ができるのかといった具体的な内容を、情報として伝える必要があるとの考えから、特に、「解決事例・相談事例」について、内容を拡充することとしております。期限まで時間がありますので、提出済みの事業者も含め、魅力的な内容となるよう、更に検討いただければ幸いです。

#### 【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@i.moj.go.jp